

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日を
当日の翌
日とする)

目 次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
◇告 示 昭和三十四年十二月鳥取県告示第六百九十七号の廃止

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条から第五条までを次のように改める。

第三条及び第四条 削除

(救助の程度、方法及び期間)

第五条 令第九条の二の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。ただし、これによりがたい特別の事情があるときは、別に救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第十三条中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(扶助金の支給額)

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 令第十四条第二項第三号の規定による扶助金の支給額は、

別表第三のとおりとする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

救助の程度、方法及び期間

一 收容施設の供与

1 避難所

(一) 避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を收容する。

(二) 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(三) 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとする。

(1) 避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃

(2) 消耗器材費

(3) 建物又は器物の使用謝金

(4) 燃料費

(5) 仮設便所等の設置費

(四) (三)に掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

(1) 基本額

ア 既存建物利用の場合

一人一日当たり

四円五〇銭

イ 野外仮設の場合

一人一日当たり 五円二五銭
 (2) 加算額

ア 天幕借上げの場合

一人一日当たり 一円五〇銭

イ 冬季(十月一日から翌年三月三十一日まで)の燃料費

一人一日当たり 一円五〇銭

(四) 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 応急仮設住宅

(一) 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、みずからの資力では住家を得ることができないものを収容する。

(二) 応急仮設住宅の設置戸数は、市町村ごとに住家が全壊、全焼又は流失した世帯の数の三割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において設置戸数の融通ができる。

(三) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、五坪を基準とし、その設置のため支出することができる費用は、一戸当たり一五〇、〇〇〇円(あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材により応急仮設住宅を設置するときは、五五、〇〇〇円)以内とする。

(四) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から二十日以内に着工し、すみやかに完成するものとする。

(五) 応急仮設住宅を供与することができる期間は、応急仮設住宅の完成の日から二年以内とする。

二 たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 たき出しその他による食品の給与

(一) たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者(以下「被災者」という。)に対して行なう。

(二) たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

(三) たき出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり九〇円以内とする。

(四) たき出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に三分以内を現物により支給することができる。

2 飲料水の供給

(一) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。

(二) 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行なう。

(一) 被服、寝具及び身のまわり品

(二) 日用品

(三) 炊事用具及び食器

(四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すことに加算する額
夏季 (四月一日から九月三十日まで)	三,400円	四,100円	六,000円	七,100円	八,200円	1,100円
冬季 (十月一日から翌年三月三十一日まで)	五,300円	六,700円	九,100円	10,600円	12,100円	1,400円

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すことに加算する額
夏季 (四月一日から九月三十日まで)	1,100円	1,300円	1,500円	1,700円	2,000円	300円
冬季 (十月一日から翌年三月三十一日まで)	1,400円	1,600円	1,900円	2,200円	2,500円	300円

備考 季別は、災害発生の日をもつて決定する。

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 災害のため医療のみちを失つた者に対し、応急的な医療処置を行なう。

(二) 医療は、救護班（法第二十四条の規定により従事命令を受けた医師、看護婦等で構成する救護班又は法第三十二条の規定により知事から委託を受け、医療業務に従事する日本赤十字社の救護班をいふ。以下同じ。）によつて行なう。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所（「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）」に規定するあん摩マツサージ指圧師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行なうことのできる範囲の施術を含む。）を行なうことができる。

(三) 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行なう。

(1) 診療

- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(四) 医療のため支出することができる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は、診療所（施術者を除く。）による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(五) 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

(一) 災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに對し助産を行なう。

(二) 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行なう。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (三) 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の二割引き以内の額とする。

(四) 助産を実施することができる期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 災害にかかった者の救出

1 災害にかかった者の救出（搜索を含む。以下同じ。）は、災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行なう。

2 災害にかかった者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

3 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 災害にかかった住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、みずからの資力では応急修理をすることができない者に対して行なう。

2 住宅の応急修理の対象数は、市町村ごとに住家が半壊又は半焼した世帯の数の三割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において対象数の融通ができる。

3 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分に対して、現物をもつて行なうものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり二八、〇〇〇円以内とする。

4 住宅の応急修理は、災害発生の日から一箇月以内に完了するものとする。

七 生業に必要な資金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行なう。

2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等

を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実であつて、具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。

3 生業に必要な資金の貸与の対象世帯数は、市町村ごとに住家が全壊、全焼又は流失した世帯の数の二割五分の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において対象世帯数の融通ができる。

4 生業に必要な資金の貸与として貸し付けできる金額は、一件当たり一、〇〇〇円以内とする。

5 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付する。

(一) 貸与期間 二年以内

(二) 利 子 無利子

(三) 確実な保証人一人以上

6 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了するものとする。

八 学用品の給与

1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）に対して行なう。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行なう。

(一) 教科書

(二) 文房具

(三) 通学用品

3 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

(一) 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び市町村教育委員会に届け出で、又はその承認を受けて使用している教科書以外の教材を給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品費

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた者

小学校児童 一人当たり 四〇〇円

中学校生徒 一人当たり 四五〇円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた者

小学校児童 一人当たり 一三〇円

中学校生徒 一人当たり 一五〇円

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一箇月以内、その他の学用品については十五日以内に完了するものとする。

九 埋葬

1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行なう。

2 埋葬は、次に掲げる事項及び品目の範囲内において原則として現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給する。

(一) 棺又は棺材（附属品を含む。）

(二) 埋葬又は火葬（役務を含む。）

(三) 骨つば、骨箱等

3 埋葬のため支出することができる費用は、一体当たり大人二、二〇〇円、小人一、八〇〇円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

十 死体の搜索

1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行なう。

2 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他の搜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

3 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

十一 死体の処理

1 災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行なう。

2、死体の処理は、次に掲げる事項の範囲内において行なう。

(一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(二) 死体の一時保存

(三) 検案

3 検案は、原則として救護班によつて行なうものとする。

4 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

(一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三

〇〇円

(二) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存

建物を利用する場合は当該施設等の借上についての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は一体当たり一坪の範囲内で一坪当たり五、〇〇〇円

(三) 検案が救護班によることができない場合は、その地域の慣行料金の額

5 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

十二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

1 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、みずからの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行なう。

2 障害物の除去の対象数は、市町村ごとに住家が半壊又は床上浸水した世帯の数の一割五分以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において、対象数の融通ができる。

3 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び人夫賃とし、一世帯当たり五、〇〇〇円以内とする。

4 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

十三 救助のための輸送及び人夫の雇用

1 救助のための輸送及び人夫の雇用は、次に掲げる救助に必要な範囲

とする。

- (一) 被災者の避難
 - (二) 医療及び助産
 - (三) 災害にかかった者の救出
 - (四) 飲料水の供給
 - (五) 死体の搜索
 - (六) 死体の処理
 - (七) 救済用物資の整理配分
- 2 救助のための輸送及び人夫の雇用のため支出することができる費用は、その地域における通常の実費とする。
- 3 救助のための輸送及び人夫の雇用を認める期間は、1に掲げる救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第二

実費弁償の程度

一 令第十条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

日当は、次の(一)から(五)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる額を支給する。

- (一) 医師及び歯科医師 一人一日当たり 二、二〇〇円
 - (二) 薬剤師 一人一日当たり 一、〇〇〇円
 - (三) 保健婦、助産婦及び看護婦 一人一日当たり 七五〇円
 - (四) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり 一、六〇〇円
 - (五) 大工、左官及びびと職 一人一日当たり 一、二〇〇円
- 2 時間外勤務手当

午後五時から翌日の午前八時までの間に救助に関する業務に従事したときは、次の(一)から(五)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる額に救助に関する業務に従事した時間を乗じて得た額の百分の百二十五(救助に関する業務に従事した時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百五十)をそれぞれ時間外勤務手当として支給する。

- (一) 医師及び歯科医師 一時間につき 二八八円
- (二) 薬剤師 一時間につき 一三二円
- (三) 保健婦、助産婦及び看護婦 一時間につき 九八円
- (四) 土木技術者及び建築技術者 一時間につき 二〇九円
- (五) 大工、左官及びびと職 一時間につき 一五七円

3 旅費は、次の表により支給する。

区 分	鉄 道 賃	車 賃 (一キロメートルにつき)	日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)
医師及び歯科医師	二等の運賃 (必要と認めた場合は、二等の普通急行料金又は二等の準急行料金)	六円	三五〇円	一、五〇〇円
薬 劑 師		五円	三〇〇円	一、二〇〇円
保健婦、助産婦及び看護婦		五円	三〇〇円	一、二〇〇円
土木技術者及び建築技術者		五円	三〇〇円	一、二〇〇円
大工、左官及びびと職		五円	三〇〇円	一、二〇〇円

二 令第十条第五号から第十号までに規定する者
業者、経営者及び事業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算して得た額とする。

別表第三

扶助金の支給額

一 扶助金の支給額は、七百円とする。ただし、その額が、協力者（法第二十五条の規定により救助に関する業務に協力した者をいう。以下同じ。）の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、千円をこえない範囲内においてこれを増額した額をもつて支給額とすることが出来る。

二 次の1から5までの一に該当する者で、協力者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日において他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に、1に該当する者については二十円を、2から5までの一に該当する者については一人につき十三円（満十八才未満の子のうち一人については、二十円）を、それぞれ加算して得た額をもって支給額とする。

1 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

2 満十八才未満の子及び孫

3 満六十才以上の父母及び祖父母

4 満十八才未満の弟妹

5 不具廃失者

様式第一号から様式第十二号までを次のように改める。

様式第1号

公用令書 保管第 号

住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

記

物資の種類	数量	所在の場所	保管の期間

..... 切 取 線

受領書 保管第 号

公用令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名) 印

様式等1号の2

公 用 令 書

収 用	第	号
-----	---	---

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

記

物資の種類	数量	所在の場所	引渡時期

..... 切 取 線

受 領 書

収 用	第	号
-----	---	---

公用令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

様式第1号の3

公 用 令 書

管 理	第	号
-----	---	---

住 所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所所在地)

氏 名
(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

記

施 設 の 名 称	種 類	所 在 の 場 所	管 理 の 範 囲	管 理 の 期 間

..... 切 取 線

受 領 書

管 理	第	号
-----	---	---

公用令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 印
(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

様式第1号の4

公 用 令 書

使用(土地・家屋・物資)	第 号
--------------	-----

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

災害救助法第26条の規定に基づき、下記の(土地・家屋・物資)を使用する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

記

区 分	種 類	数 量	所 在 の 場 所	使用の範囲	使用の期間	引 渡 時 期
土 地		/				/
家 屋		/				/
物 資				/		

..... 切 取 線

受 領 書

使用(土地・家屋・物資)	第 号
--------------	-----

公用令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名) 印

様式第2号

公 用 変 更 令 書

公用変更令書 交付番号	第	号
公用令書交付番号 及び交付年月日	第	号
	年	月 日

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

公用令書を、下記のとおり変更したので、災害救助法施行規則
第1条第4項の規定により交付する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印
記

..... 切 取 線

受 領 書

公用変更令書 交付番号	第	号
公用令書交付番号 及び交付年月日	第	号
	年	月 日

公用変更令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

様式第3号

公用取消令書

公用取消令書 交付番号	第 号
公用令書交付番号 及び交付年月日	第 号 年 月 日

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

管理(使用・保管・収用)に関する処分を必要としなくなつたので、
災害救助法施行規則第1条第5項の規定により交付する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 回

..... 切 取 線

受 領 書

公用取消令書 交付番号	第 号
公用令書交付番号 及び交付年月日	第 号 年 月 日

公用取消令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名) ㊟

様式第4号

強制物件台帳

公用令書 交付番号	第 号
公用令書 交付年月日	年 月 日

所有者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

占有者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

区分	種類	数量	所在の場所	名称	範囲	期間	引渡時期	備考(変更理由その他)
公 用 令 書 の 内 容								
変 更 事 項								
変 更 理 由								
取 消 理 由								
損 失 補 償 欄	種 類	請 求 額	請 求 者	補 償 額	補償年月日	備 考		
		円		円				

様式第5号

受領調書

収用(使用)する物資を下記のとおり受領した。

年 月 日

受領者 鳥取県事務(技術)吏員

氏名 ㊟

立会人 物資所有者(占有者)

氏名 ㊟

記

1 受領した県名 鳥取県

2 受領した物資の種類及び数量

3 受領した年月日

4 受領した場所

5 その他必要と認める事項

様式第6号

損 失 補 償 請 求 書

公 用 令 書 交 付 番 号	第 号
公 用 令 書 交 付 年 月 日	年 月 日

災害救助法施行規則第3条の規定により下記のとおり損失の補償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

Ⓜ

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

記

1 請求の理由

2 補償請求額

円

備考 損失補償額算出明細書及び受領調書の交付を受けているときは、その写しを添付すること。

(表面)

様式第7号

公用令書

公 交	用 付	令 番	書 号
--------	--------	--------	--------

第 号

住所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

職業

(法人その他の団体にあつては、事業の種類)

氏名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

年 月 日生

災害救助法第24条の規定に基づき下記のとおり従事を命ずる。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

記

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出頭すべき日時及び場所	
法人その他の団体については、従事すべき業務の内容及び計画	
その他必要と認める事項	

切 取 線

受 領 書

公 交	用 付	令 番	書 号
--------	--------	--------	--------

第 号

公用令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名) 印

(裏面)

公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 公用令書（以下「令書」という。）の交付を受けた者は、この令書を携帯し、指定の日時に指定の場所に出頭し、当該吏員に届け出ること。
- 2 令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に指定の場所に出頭できないときは、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは警察官の証明書）を添え、知事に遅滞なく届け出ること。
- 3 令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時に指定の場所に出頭できないときは、その市町村長、警察官、船長又は駅長の証明書を添えて、知事に遅滞なく届け出ること。
- 4 令書の交付を受けた者が、命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により6箇月以下の懲役又は50,000円以下の罰金に処せられる。

様式第8号

公用取消令書

公用取消令書 交付番号	第 号
公用令書交付番号 及び交付年月日	第 年 月 号 日

住所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

職業

(法人その他の団体にあつては、事業の種類)

氏名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

年 月 日生

救助の実施に従事することが適当でないとするので、災害救助法施行規則第4条第3項の規定により交付する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

切取線

受領書

公用取消令書 交付番号	第 号
公用令書交付番号 及び交付年月日	第 年 月 号 日

公用取消令書を受領した。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

様式第9号

救助従事者台帳

公 用 令 書 交 付 番 号	第 号
公 用 令 書 交 付 年 月 日	年 月 日

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

職 業

(法人その他の団体にあつては、事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

年 月 日生

従事すべき救助業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間	年	月	日から	日まで	日間
出頭すべき場所					
出頭すべき日時					
公 用 令 書 取 消 理 由					
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した日時					
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した原因					
傷病名、傷病の程度及び 身体の状況					
備 考					
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した当時本人と 親族関係にあつた主な者 の状況	氏 名	本人との 続 柄	生年月日	職業	備 考
扶 助 金 支 給 欄	扶助金の種類	金 額	支給年月日	備 考	
		円			

様式第10号

実費弁償請求書

公用令書交付番	第	号
公用令書交付年月日	年	月 日

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記のとおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

職 業

(法人その他の団体にあつては、事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名)

(経 由)

記

1 実費弁償請求の事実

2 実費弁償請求額 円

3 従事した業務

4 従事した期間

5 従事した場所

6 そ の 他

備考 災害救助法第24条第2項の規定により陸運局長又は海運局長が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該陸運局長又は海運局長を経由して知事に提出すること。

様式第11号

(表面)

注意

- 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲り渡してはならない。
- 2 この証票は、 年 月 日まで有効とする。
- 3 有効期間が経過し、又は不用になったときは、すみやかにこの証票を返還しなければならない。

災害救助法第27条の規定による

立 入 検 査 証 票

(裏面)

第 号

所属部課

職

氏 名

年 月 日交付

鳥取県知事 氏 名 印

災害救助法抜すい

(立入検査)

第27条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該吏員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

② 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該吏員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

③ 前2項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。

④ 当該吏員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

様式第12号

災害救助法による（療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切）
扶助金支給申請書

下記のとおり 扶助金を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

氏 名 ㊦

(経 由)

負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した者の住所及 び氏名	
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した日時及び場 所	
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した原因	
傷病名、傷病の程度及び 身体の状況	
公 用 令 書 交 付 番 号	
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した当時本人と 親族関係にあつた主な者 の状況	氏 名 本人との続柄 生年月日 職 業 備 考

備 考

1 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 療養扶助金支給申請については医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
- (2) 障害扶助金支給申請については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- (3) 遺族扶助金又は葬祭扶助金の支給申請については医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類

2. 法第24条第2項の規定により陸運局長又は海運局長が発した従事命令に基づき救助に関する業務に従事した者にあつては、当該陸運局長又は海運局長を経由して知事に提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第四百四十二号

昭和三十四年十二月鳥取県告示第六百九十七号（災害救助法施行令の規定に基づく扶助金支給基礎額について）は、廃止する。

昭和四十年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十日第三種郵便物認可

発行所
印刷所

鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取県鳥取市栗谷町

鳥 取 県 取 印

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】